

保健室ガイド

R6.4

(1) 保健室について

- ・保健室は、御家庭または医療機関に引き渡すまでの手当てを行います。継続的な手当てが必要な場合は御家庭で御対応ください。
- ・体調不良やけがの際には、一時的な休養をすることができます。必要に応じて御家庭に連絡し、お迎えをお願いしますので、必ず連絡がつく電話番号を教えてください。
- ・保健室の判断で内服薬や点眼薬などを使用することはできません。ただし、医師による服薬の指示がある場合は対応可能です。※「(2) 薬の対応について」参照

(2) 薬の対応について

本校では、医師の指示に基づく薬（下記）の場合は対応可能です。希望される場合は、保護者記入の与薬依頼書が必要です。

対応可能な薬の種類

- 【定時薬】年間を通して服用する薬
- 【臨時薬】一時的に服用する薬
- 【緊急時薬】緊急時に必要な薬（坐薬等）※
- 【災害時薬】非常災害時の薬



※坐薬等の緊急時薬を校内で使用した場合は、保護者の方にお迎えに来ていただきます。

また、登校前に御家庭で坐薬等の緊急時薬を使用した場合は、その日の登校は控え、御家庭で様子を見てください。

(3) 保健行事について

1 定期健康診断（4～6月）

検診結果は、医療機関への受診や経過観察が必要と指摘された場合のみ各検診後速やかにお知らせします。その他の方については、全ての検診が終了した後、全児童・生徒へ結果一覧を配付します。

保健行事	対象
身体測定、視力・聴力検査	全児童・生徒 ※聴力は対象学年のみ
内科検診（水泳指導前検診を含む） ※知的障害教育部門の希望者のみ運動器検診を実施	全児童・生徒
眼科検診	全児童・生徒
耳鼻科検診	全児童・生徒
歯科検診	全児童・生徒
尿検査	全児童・生徒
結核検診	問診票に基づく診察
	胸部X線検査（レントゲン）
心臓検診	問診票に基づく診察
	心電図検査



2 その他の保健行事

各保健行事の対象児童・生徒には、実施前にお知らせを配付します。

- 神経診察
- 整形診察
- 療育相談
- 宿泊前検診
- 色覚検査
- 摂食評価・摂食指導・摂食集団指導



(4) 食物アレルギーについて

学校生活において配慮が必要な食材がある場合は、医師の指示に基づいて対応します。その場合は、医師記入の「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」の提出が必要となります。文書作成料金が発生する場合がありますが、御理解と御協力ををお願いいたします。

(5) 日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下において、けがなどで通院をした場合は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」より治療費や見舞金などの災害共済給付金が支払われる制度があります。本校では、全児童・生徒の加入をお願いしています。



(6) 学校感染症について

学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の定めにより出席停止となります。

学校感染症の疑いがあるときは、無理をして登校せず医療機関を受診するようお願いします。

また、感染拡大防止のためにも、学校感染症に罹患した場合は、以下の2点に御協力ください。

・出席停止期間の基準を満たすまで出席停止となります。

登校再開日には、必ず「登校許可証」を御持参ください。「登校許可証」は学校のホームページよりダウンロードできます。（病院指定の用紙でも可）

・感染拡大防止のため、速やかに学校までお知らせください。

学校感染症が発生した場合は、感染症名、学部について、部門ごとに「マチコミメール」を配信します。

(7) 医療的ケアについて

医療的ケアは、「都立特別支援学校における医療的ケア実施要項」を踏まえた「東京都立鹿本学園医療的ケア実施要領」に基づいて実施いたします。

学校が実施する医療的ケアは以下の12項目とし、日常的に家庭で実施されているケアのみ申請可能です。

- (1) 吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理
- (5) 定時の薬液の吸入
- (6) 気管切開部の衛生管理
- (7) 胃ろう又は腸ろう部の衛生管理
- (8) 日常的酸素管理
- (9) 非侵襲的（マスク式）陽圧交換療法の管理
- (10) 気管切開下における人工呼吸器の管理
- (11) 血糖値の測定及びその後の処置
- (12) 排痰補助装置の使用

学校で医療的ケアを申請するには、児童・生徒の体調が安定していることが条件になります。主治医が記載する医療的ケア指示書をもとに、指導医検診を受け、学校で実施できるケアと判断した場合に実施することが可能となります。可能になるまでは、保護者（または保護者代理人）にお付き添いいただき、ケアをしていただきます。新規申請等の御相談は、担任を通してお知らせください。